

訪問看護重要事項説明書

当事業所は御契約者に対して指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所の概要

(1) 事業目的

契約者に対し、心身の機能の維持回復を目指すとともに、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 利用者の介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止の為に、生活上の目的を設定し、計画的に行うものとします。
- ② 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 訪問看護の提供に当たっては、主治医等との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- ④ 訪問看護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言いたします。
- ⑤ 訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- ⑥ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

(3) 事業所の種類

指定訪問看護事業所

(4) 事業所の名称・所在地及び電話番号

名称 むすびの森篠ノ井訪問看護ステーション

所在地 〒388-8011

長野県長野市篠ノ井布施五明3428番地

TEL 026-247-8345

FAX 026-247-8346

管理者氏名 荻原 富士子

令和5年8月1日指定

事業所番号 0190606

(5) サービスを提供できる地域

通常の事業の実施地域は、長野市（以下の地域を除く全域）並びに千曲市（以下の地域を除く全域）

※長野市の通常実施対象外地域：鬼無里、戸隠、豊野、浅川、川柳、松代町豊栄、十二、若穂（山新田並びに保科）、高野、古藤、大岡、柵、信州新町、中条、七二会、大森、芋井、牧郷

※千曲市の通常実施対象外地域：旧更埴市のうち（森、倉科、八幡）、旧戸倉町（全域）、旧上山田町（全域）

* 上記地域以外にお住まいの方でも御希望の方はご相談ください。

(6) 従業者の職員体制

管理者 1名

常勤看護職員 2.5名以上

(7) 職務内容

管理者・・・従業者の管理及び訪問看護の御利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

又、従業者に運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令、技術指導などサービス内容の管理を行います。

看護職員・・・訪問看護サービスの実施を行います。

(8) 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～日曜日

但し、12月31日から1月3日までを除く。

営業時間：午前 8：30～17：30

24時間連絡体制を実施していますので、その他時間外については、当訪問看護ステーションまで連絡をお願い致します。

(9) 当事業所が提供するサービス

①サービスの提供にあたっては、利用者の主治医の訪問看護指示書に沿って「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

②サービスの内容や提供方法等の変更を希望される場合は、主治医に相談のうえ「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

(10) 利用料金

①利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づいた範囲内とします。（別紙参照）

②医療保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担になります。

③利用料金のお支払方法は、御利用月の翌月10日までに請求書を発行いたしますので25日までにお支払いください。

*お支払方法につきましては銀行振込でお願い致します。

尚、利用者の御名前でお支払いをお願いします。

また、振込手数料については、ご負担をお願いいたします。

<お振込み先>

金融機関名 八十二銀行 川中島支店 281

普通預金 口座番号 580227

口座名 株式会社シナノキの杜

(1 1) 緊急時の対応

病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。営業時間外でも連絡が取れる体制となっていますので御連絡ください。

(1 2) その他運営に関する重要事項

利用者が訪問看護師の変更を希望される場合にはできる限り対応しますので責任者までご相談下さい。

2. 従業者の勤務体制

適宜交代制

3. 事故発生時の対応

家族・関連機関への報告、対応を迅速に行います。サービスの提供にあたって御利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には当社加入保険「賠償責任保険<訪問看護対応型>の規程」によりその損害を賠償します。ただし、但し、自らの責めに帰すべき自由によらない場合にはこの限りではありません。わからない点は大小にかかわらず、担当看護師か責任者にお尋ね下さい。

4. サービス提供のキャンセル・苦情について

(1) サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日までに御連絡下さい。御連絡がない場合には金 1,000 円を自費請求させていただきます。

(2) サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、担当看護師か下記の責任者が窓口となり対応しますので御連絡下さい。

連絡先 責任者 : 荻原 富士子

電話番号 : 026-247-8345

FAX : 026-247-8346

(3) 当事業所以外にも市区町村、公的機関にて苦情申立等を行うことができます。

国民健康保険団体連合会 TEL : 026-238-1580

5. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、訪問看護師に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6. 衛生管理並びに感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、訪問看護師並びに設備備品の衛生管理、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①訪問看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、訪問看護師に周知徹底します。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ⑤訪問看護師に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問看護師に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③訪問看護師に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための責任者を置きます。
虐待防止に関する責任者 管理者 荻原 富士子
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. ハラスメント対策

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを

目指します。

②利用者又はその家族等が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

9. 関係サービス事業所との連携

訪問看護の提供にあたり、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

令和6年6月1日改定

別紙 利用料金

I 基本料金

訪問看護基本療養費Ⅰ (1日1回につき)	週に3回まで	5,550円
	週4日以降	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	週に3回まで	4,300円
	週4回以降	5,300円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	(入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等2回)	8,500円
訪問看護管理療養費	月の初日の場合	7,670円
	2日以降(1日1回につき)	3,000円
乳幼児加算(3歳未満)		1,800円
		1,300円
幼児加算(3歳以上6歳未満)		500円
複数名訪問看護加算	看護師	4,500円
	看護補助者	3,000円
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問	4,300円
	1日3回以上の訪問	8,000円
24時間対応体制加算	1月につき	6,800円
早朝夜間加算 深夜加算	6時～8時, 18時～22時	2,100円
	22時～6時	4,200円

II 加算等

特別管理加算(1月につき)		2,500円
		5,000円
緊急訪問看護加算(1日につき)	月14日まで	2,650円
	月15日以降	2,000円
長時間訪問看護加算(週1回まで)		5,200円

	厚生労働省が定める状態の場合週3回まで	
	訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円
	訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円
	退院時共同指導加算（月2回を限度）	8,000円
	特別管理指導加算	2,000円
	退院支援指導加算	6,000円
	在宅患者連携指導加算（月に1回）	3,000円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月に2回まで1回 2,000円
	訪問看護情報提供療養費	1,500円
	訪問看護医療DX情報活用加算	50円
	訪問看護ベースアップ評価料I	780円
	訪問看護ベースアップ評価料II1~15	10円~350円

Ⅲ その他保険適用外料金（消費税込）

キャンセル料

訪問看護利用の前日 17:30 までに連絡があった場合 無料

訪問看護利用日のキャンセル 1100円

日曜日、年末年始（12/31~1/3）の利用料 1回2,200円

長時間訪問加算に該当しない90分以上の訪問看護 1時間あたり 8,800円

早朝・夜間・深夜料金は医療保険に順ずる

交通費 往復1kmあたり 30円

死後の処置料 11,000円